

法務省矯成第 9 7 0 号

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

改正 令和 5 年 2 月 3 日付け法務省矯成第 1 1 3 号

矯正管区長 殿

矯正施設の長 殿

矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 富 山 聡

（ 公 印 省 略 ）

被収容者の選挙権行使について（通達）

矯正施設に収容されている者の選挙権の行使については、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「公選法」という。）第 4 9 条第 1 項の規定により各施設において不在者投票を行わせることができることとされていますが、その事務処理に当たっては、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和 5 5 年 4 月 1 5 日付け法務省矯保第 7 1 0 号当職通達「収容者の選挙権行使について」は、廃止します。

記

1 不在者投票管理者

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「公選令」という。）第 5 5 条第 4 項の規定により、矯正施設の長が公選法第 4 9 条第 1 項に規定する不在者投票管理者として指定されていること。

2 不在者投票の対象者

公選法第 9 条の要件を備え、かつ、公選法第 1 1 条等の規定に抵触しない者は選挙権を有するが、不在者投票を行うためには、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の選挙人名簿に登録されている必要があること。

3 投票用紙等の請求

- (1) 投票用紙及び投票用封筒については、公選令第50条の規定により、選挙人が自ら、当該選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」という。）に対し交付を請求し、又は選挙人の依頼を受けた各施設の長若しくはその代理人が、当該選挙人に代わって、選管委員長に対し請求することができること。
- (2) 選挙人が自ら上記(1)の請求を行う場合は、公選令第52条に規定する宣誓書を併せて提出させる必要があること。更に選挙人が点字によって投票をしようとするときは、公選令第50条第3項の規定により、選挙人がその旨を申し立てなければならないこと。
- (3) 各施設の長等が、選挙人に代わって上記(1)の請求を行う場合は、投票用紙及び投票用封筒の請求書により行うこととなること。代理人が請求するときは、その代理関係を明記すること。選挙人が点字によって投票をしようとする場合は、上記請求書の備考欄にその旨を記載すること。
- (4) 上記(2)の宣誓書や上記(3)の請求書については、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「公選規則」という。）上の様式を参照するとともに、必要に応じて請求先となる選挙管理委員会等に問い合わせること。
- (5) 各施設の長等が、選挙人に代わって上記(1)の請求を行い、投票用紙及び投票用封筒の送付を受けた場合は、公選令第53条第4項の規定により、これを選挙人に渡さなければならないこと。

4 投票

- (1) 公選令第58条第1項等の規定により、選挙人に投票用紙及び投票用封筒を提出させて点検した後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に選挙人自ら選挙の候補者1人の氏名を記載させ、当該投票用紙を投票用内封筒に入れて封をさせ、当該内封筒を投票用外封筒に入れて封をさせ、当該外封筒の表面に署名させて、提出させること。投票用封筒の様式については、公選規則を参照すること。
- (2) 上記(1)の投票に当たり、選挙人が自ら上記3の(1)の請求により投票用紙等の送付を受けた場合は、公選令第58条第2項の規定により、併せて

送付を受けた不在者投票証明書が在中する封筒を開かずに提出させ、これを開封して調べた後、投票を行わせること。

- (3) 公選令第58条第3項において準用する公選令第56条第3項の規定により、投票の実施に当たっては、選挙権を有する者を立ち合わせなければならないことから、選挙権を有する職員等を立ち合わせる必要があること。
- (4) 公選令第58条第4項において準用する公選令第32条の規定により、投票の記載をする場所については、他人が選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないようにするために、相応の設備とする必要があること。
- (5) 投票を送致又は送付するまでの間、選挙人から提出のあった投票用封筒等が散逸することのないよう措置すること。
- (6) 公選令第58条第4項において準用する公選令第56条第4項及び第5項の規定により、選挙人が心身の故障その他の事由を理由として公選法第48条の規定により代理投票ができる者であるときは、その申請に基づいて、上記(3)の立会いの者の意見を聴いて、投票事務に従事する職員2人を当該選挙人の補助者に指定し、投票を記載する場所で、その1人の立会いの下に、他の1人をして当該選挙人の指示する候補者1人の氏名を投票用紙に記載させ、これを投票用封筒（まず内封筒に入れ、次に外封筒に入れる。）に入れて封をさせ、その外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて、提出させること。

なお、公選令第58条第4項において準用する公選令第56条第5項の規定により、公選令第41条第1項から第3項までの規定が準用され、上記事由がないと認めるときは、上記(3)の立会いの者の意見を聴いて、拒否の決定をすることができるが、当該決定に選挙人が不服である場合には、仮に投票をさせる必要があること。

- (7) 公選法第270条及び公選令第58条第1項の規定により、投票は、選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの日の午前8時30分から午後5時までの間に行わせること。

5 投票の送致又は送付

公選令第60条第1項等の規定により、不在者投票管理者は、投票を受け

取った場合は、投票用外封筒の裏面に、投票の年月日及び場所を記載して記名し、かつ、上記４の(3)の立会いの者に署名させ、これを他の適当な封筒に入れて封（不在者投票証明書があるときはこれも同封する。）をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、これを選管委員長に送致し、又は送付すること。

6 その他

- (1) 不在者投票による投票は、選管委員長から更に選挙人の属する投票区の投票管理者に送致され、投票所閉鎖時刻までに、投票管理者がそれを受けなければならないので、各施設の長等が投票用紙及び投票用封筒の送付を受けたときは、速やかに投票を行わせ、これを選管委員長に送致又は送付するよう取り計らうなどの配慮が必要であること。
- (2) 不在者投票の実施方法等については、各居室に備え付けている「生活のしおり」等の冊子に記載し、被収容者に対し、これを閲読するよう指導すること。
- (3) 選挙公報等については、適当な方法で閲覧等を行わせること。
- (4) 円滑に不在者投票を実施できるよう、選挙管理委員会等の関係機関との連絡調整を密に行うとともに、十分な情報収集に努めること。